

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 竹中土木	取締役社長 竹中 祥悟	東京都江東区新砂 1-1-1	令和 8 年 9 月 2 9 日から 令和 8 年 1 0 月 2 8 日まで (1 か月)

2 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3 事実概要

(株) 竹中土木は、西日本高速道路(株) 関西支社が発注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に作業員が足場組立作業中に墜落し、左肩を骨折する負傷を負い 4 日以上休業したにも関わらず、協力会社の倉庫外部階段から墜落したと、労働基準監督署に虚偽の報告を行い、令和 8 年 6 月 1 0 日付で羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由等

(株) 竹中土木が羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第 2 第 1 2 号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は 1 か月とする。

〈指名停止要綱 別表第 2〉

指 名 停 止 要 件	指名停止期間
(不正又は不誠実な行為) 1 2 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、建設工事等又は物品の売買等に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内